

令和4年10月24日 開会
令和4年10月24日 閉会
第 18 回
(通算第 207 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 15 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和4年10月13日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- | | | |
|---|----|---------------------|
| 1 | 日時 | 令和4年10月24日 |
| 2 | 場所 | 吉賀町六日市基幹集落センター 大集会室 |

第 18 回吉賀町農業委員会会議録

招集年月日 令和4年10月24日

招集の場所 吉賀町六日市基幹集落センター 大集会室

応招委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧 本廣順保
不応招委員		なし
出席委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 右田巧 本廣順保
欠席委員	農業委員	
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄 三浦浩明
欠員		なし
本回の議長		会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名		事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央
開会		議長は 9時00分 開会を宣告
閉会		議長は 9時15分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程		別紙のとおり
議事録署名委員の指名		森下保 尾崎勝典
会期の決定		令和4年10月24日
開議		令和4年10月24日
備考		

第 18 回農業委員会
(通算第 207 回)

令和4年10月24日

吉賀町六日市基幹集落センター 大集会室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局	<p>本日の欠席の方は、三浦委員さん、潮委員さんで、農業委員さん12名の内12名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。</p> <p>それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>議事録署名委員として森下委員、尾崎委員を指名します。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まず、議案第1号の1について説明します。</p> <p>農地の所在は真田〇、地目は畑、面積〇㎡です。</p> <p>譲渡人は〇さん、広島市の方、譲受人は〇さん、有飯の方です。</p> <p>今回の申請地は真田〇のところにある農地です。</p> <p>この農地は先月の総会で、空き家バンク付属の農地として取得したいとのことから、下限面積を0.1aと設定した農地です。</p> <p>譲受人は、農作業歴はありませんが申請の農地で野菜を栽培されたいとのことです。</p> <p>この農地についての下限面積は0.1aと告示してあるので問題ありません。</p> <p>有償譲渡との事ですが、金額は建物購入額に含むそうです。</p> <p>周辺農地への影響は、面積、周辺環境から近隣の営農に影響はないと思うが、万が一苦情が出た場合は責任をもって対処するとのことです</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>議案第1号の1でございます。これは真田地区ですね。担当の委員さんの現場を確認した説明をお願いしたいと思います。茅原委員さん、お願いします</p>
茅原委員	<p>この土地は〇さんの家の下側、柿木寄りの方にある、小さな三角形のような畑です。〇さんの方から9月15日に電話がありまして、家を売りたい。それに合わせて農地も売りたいんじやが、農業委員が通してくれだつたら、土地は荒れるよ、というような事を言われまして、それで、今度その時には、あんたのは何ぼうでも通すかもしれんが、買う方が、〇さんの方が、ちゃんと農業をするかどうか確認してからでない、物は言えん、という事で、10月18日に〇さんに会いました。頑張っ、畑を荒らさないように頑張るから、という事でしたので、問題はない、と思います。</p>

議長

ありがとうございます。担当の委員さんの説明は終わります。

では、皆様のご意見を拝聴したいと思います

ご意見のある方、挙手をよろしくお願いします。

ございませんか？無いようでしたら、裁決の方に移らせていただいて、よろしいですね？

それでは議案第1号1番について、賛成の農業委員さんの挙手を求めます

はい、全員挙手、賛成でございます。よって認可されました。

続きまして、議案第1号2番の説明をお願いします。

事務局

議案第1号の2について説明します。

農地の所在は抜月〇、地目は田、面積〇㎡以下2筆、合計面積は3,532㎡です。

譲渡人は〇さん、抜月の方、譲受人は〇さん、広島県府中町の方です。

申請地は抜月〇にある農地で、譲受人の拠点から約1kmです。

譲受人は、農作業歴は1年で、機械はトラクター、田植え機、コンバインなどを所有されており、今後は乾燥機などを導入される予定です。

下限面積について抜月地区は30aですが、取得後の経営面積が30a以上ありますので問題ありません。

申請地は譲受人所有地の近隣にあり、周辺住民と十分話し合いながら農業経営を進める予定なので問題ないと思われれます。万一苦情等あった場合は責任を持って対処するとのことでした。

有償譲渡で10aあたり20万円ということでした。

作付け予定の作物は水稲です。

以上ご審議をお願いします。

議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、現場を確認されました委員の見川さん、説明をお願いします。

見川委員

おはようございます。今、本人は88歳で、これからも、もう少ししたいらしいんですが、途中でみんなに迷惑をかけるかもわからんという事で、〇さんに譲るという事で、決めたそうです。〇さんは今、倉庫やら色んなのを建てて、大きくやられています。それと、前、〇さんのところの田んぼを譲ってもらったり、木が生えていたんですが、今、現在、木もなくなって、綺麗な状態になってるような感じでした。別に問題はないと思います

以上です。

議 長	<p>現場の確認の方の説明は終わりました。では、皆さんのご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方、挙手を求めます。</p> <p>ございませんか？それでは、採決の方に移らせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、議案第1号2番の抜月の案件でございますが、賛成の農業委員さんの方の挙手を求めます。</p> <p>はい、全員賛成でございます。よって認可されました。</p> <p>議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号について説明します。</p> <p>この農地利用集積計画というのは農地に利用権を設定するものになります。</p> <p>基盤法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。</p> <p>今回は、すべて再設定ですので詳細の説明は省略させていただきますが、2ページから3ページにかけて4件の申請が出ております。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、利用権設定の関係ですが、全部再設定でございます、ご意見のある方は、挙手でお願いします。</p>
田淵委員	<p>ちょっといいですか</p>
議 長	<p>はい、田淵委員</p>
田淵委員	<p>年貢の、29キロとか27キロとかあるんですが、どういう基準で決めよるんじやろうか。</p>
事務局	<p>こちらは、申請書を見ていますと、恐らく、一筆あたりで30キロという風に設定されておるようでして、計算しますと、計算上、反あたりこういう風な半端な29キロとかこのような数字になっております。</p>
議 長	<p>田淵委員さん、よろしいですか？</p>

田淵委員	はい
事務局	<p>はい。他にございませんか？無いようでしたら採決に移らせていただいでよろしいですか。</p> <p>議案第2号1・2・3・4について農業委員さんの賛成をとります。</p> <p>はい、全員賛成でございます。で、認可されました。</p>
事務局	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします</p> <p>報告第1号について報告します。</p> <p>この農地法第18条第6項の届出は、農地の貸借に関して合意解約されたものの届出です。</p> <p>詳細の説明は省略させていただきますが、解約の理由は経営規模縮小のためと、農地の売却手続きのための解約という事です。</p> <p>以上報告いたします。</p> <p>以上、本日提出しました議案につきまして、終了したいと思います。</p> <p>午前 9 時 15分閉会</p>